

# インターネットでの 誹謗中傷やプライバシー侵害で 困ったときは

インターネットはとても便利な一方で、他人への誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害、SNSはじめなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。万が一、誹謗中傷やプライバシー侵害を受けたらどうすればいいのかを知っておきましょう。

## 対策

### 1 SNS事業者やプロバイダ等に誹謗中傷の投稿削除を依頼する

各サービスの「通報」や「お問合せ」から削除を依頼します。

プロバイダ等に対して、発信者情報の開示を請求することで、発信者を特定することも可能です。(プロバイダ責任制限法)「プロバイダ責任制限法関連情報Webサイト」(<http://www.isplaw.jp/>)では、削除依頼(送信防止措置手続)のための書式(名誉毀損・プライバシー関係書式)や開示請求のための書式(発信者情報開示関係書式)が掲載されています。



### 2 相談窓口に相談する お困りの際は、ひとりで悩まずに、ご相談ください。

#### ● 解決策について相談したい

##### ・書き込みを削除したい

どうしたらよいかわからないとき、自分で迅速に削除依頼したいとき

違法・有害情報相談センター（総務省） <https://ihaho.jp/>

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が対応します。人権侵害に限らず、さまざまな事案に対して幅広いアドバイスが可能です。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です。

プロバイダ等に削除を促してほしいとき

誹謗中傷ホットライン(セーファーインターネット協会)

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡(削除依頼)を行います。

インターネット企業有志によって運営される一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)が運営しています。

自分で削除依頼する方法を知りたいとき、

プロバイダ等が削除依頼に応じないと

人権相談(法務省) <https://www.jinken.go.jp/>

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請(※)を行います。全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間が必要な場合があります。

##### ・書き込んだ人に賠償等を求めたい

弁護士または法的トラブル解決のための「総合案内所」法テラスに相談

<https://www.houterasu.or.jp/> ☎0570-078374

・身の危険を感じている、脅迫されている、犯人の捜査、処罰を求めたい

最寄りの警察署や大阪府警サイバー犯罪相談窓口に相談

[https://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/saiba/cyber\\_soudan/index.html](https://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/saiba/cyber_soudan/index.html)

#### ● 悩みや不安について話したい

「まもろうよ こころ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

#### ● 大阪市の相談窓口

大阪市人権啓発・相談センターでは、インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた市民が取りうる対処方法等について、法的な観点も含めて検討できるよう、案件に応じて専門相談員が同行し、弁護士に相談できる支援を行っています。費用は無料です。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000598168.html>

#### ● インターネット上の違法・有害情報を 見つけたため通報したいとき

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)

<https://www.internethotline.jp/>

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

セーフライン <https://www.safe-line.jp/>

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。

# 12月4日～10日は 人権週間

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」（世界人権宣言第一条より抜粋）

人権週間は、国連で昭和23(1948)年12月10日に「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められたものです。人権とは私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いを超えて一人ひとりに備わった権利です。一人ひとりがお互いを認め、お互いの人権を守ることが大切です。すべての人の人権が尊重されるまちを、私たちみんなで築いていきましょう。

## 人権擁護委員による 特設人権相談所を 開設します

日常生活の中で生じるさまざまな人権問題について、人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守いたします。当日直接会場へお越しください。

- 日 時** 令和5年12月4日(月)10:00～16:00  
**会 場** 大阪市役所1階(南側)市民相談室  
 (最寄駅:Osaka Metro・京阪本線「淀屋橋」駅1番出口、京阪中之島線「大江橋」駅6番出口)  
**対 象** 市内在住・在勤・在学の方

### ● 人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて地域住民の中から広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。

さまざまな分野から選出された委員が、人権相談を受けたり人権の考え方を広めるなど、積極的に人権擁護活動を行っています。

### 世界人権宣言

20世紀、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていたましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23(1948)年12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、すべての人々が持っている市民的・政治的・経済的・社会的・文化的分野にわたる、多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

2023 第39回 各区の取組を紹介します

## にし人権展 を開催します。



西・大正・浪速・港区 4区合同開催

より多くの区民の方々に人権課題を知る機会や課題意識をいっそう高める機会として、多様な人権課題についての情報を掲載した特設ホームページを開設します。

また、直接手にとって見ていただけるタブロイド紙(新聞型冊子)を作成し、西・大正・浪速・港区役所で配布しますので併せてご覧ください。

**期 間** 令和5年12月1日(金)～令和6年1月31日(水)

**テ マ** 「共生社会の実現に向けて～ともに支えあいともに生きる～」

**内 容** 特設ホームページでは、さまざまな人権問題に関する啓発記事や動画のほか、西区内の小・中学校の児童・生徒から募集した人権啓発作品も掲載します。さらに人権週間【12月4日(月)～12月10日(日)】の期間に、人権に関する講演会や映画上映などを実施する予定です。

特設ホームページ▶



問合せ

大阪法務局・大阪第一人権擁護委員協議会  
06-6942-1489 FAX06-6943-7406

問合せ

西区役所 総務課(教育担当)  
06-6532-9743 FAX06-6538-7316

# 人権啓発DVDを貸し出しています

大阪市人権啓発・相談センターでは、さまざまな人権問題に関するDVDの貸し出しを行っています。

職場や地域・グループ等での学習会にぜひご活用ください！

また、法務省作成の啓発動画も合わせてご活用ください。



◀ 法務省の  
人権啓発動画はこちら

## ● 子ども向けDVDもご用意しています。

若い頃から人権意識を高めていただきたいとの思いから、中学生以下の皆さんにも人権をわかりやすく学んでいただけるよう、ドラマやアニメーションを使って親しみやすく作られた作品もご用意していますので、子ども会の集まりや、研修などにもぜひご利用ください。

ホームページは  
こちら



借りたいDVDが決まりましたら、事前に電話等で貸し出し状況を確認し、仮予約をしてください。

貸出DVDのタイトル一覧や、詳しいご利用方法は、ホームページでご案内しています。



## 問合わせ

大阪市人権啓発・相談センター

住所 〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階

電話 06-6532-7631 FAX 06-6532-7640 電子メール Jinkenkyouzai@city.osaka.lg.jp

受付日時 月～金 9:00～17:30 土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く



大阪市人権啓発  
マスコットキャラクター  
「にっこりーな」



差出有効期間  
令和6年5月  
31日まで  
(切手不要)

5508790  
527

大阪市西区立売堀4-10-18  
阿波座センタービル1階  
大阪市人権啓発・相談センター 行



キリトリ  
よ。

## 犯罪被害者等支援事業

大阪市では、市民の皆さんのが犯罪等の被害にあわれた場合、少しでも早く平穏な生活を営むことができるようになっていただきために、各種支援や広報・啓発を実施しています。被害にあわれてお困りの場合は、一人で悩まずに、まずはご相談ください。



## ● 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

時間 9:00～17:30

(土日祝、年末年始除く)

場所 大阪市市民局人権企画課  
(市役所4階)

電話 06-6208-7489

FAX 06-6202-7073



ホームページは  
こちら

# 大阪市人権啓発・相談センター

## ひとりで悩んでいませんか?

大阪市にお住まいの方で、人権に関するご相談をお受けください。専門の相談員が対応します。

電子メールによる  
相談もできます!

<https://jinken-net.jimdo.com/consultation/>



専門相談員による

## 人権相談

■ 06-6532-7830  
FAX 06-6531-0666

相談時間 月～金／9:00～21:00  
日・祝／9:00～17:30

※土曜日、年末年始(12/29～1/3)は休業  
※人権相談の受付は相談時間終了の30分前まで

プライバシーには十分配慮しています。  
安心してご相談ください

## 「KOKOROねっと」

音視覚に障がいをお持ちの方々に聞いていただけるよう、音視覚ボランティアグループの皆様のご協力により、音声ディジタル版を発行しています。音声ディジタル版のCDをご希望の方は大阪市人権啓発・相談センターまでご連絡ください。また、MP3形式の音声は大阪市ホームページから聞いていただくことができます。

### 大阪市人権啓発・相談センター

■ 06-6532-7631  
(平日9:00～17:30)

FAX 06-6532-7640

✉ ca0016@city.osaka.lg.jp  
HP <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000081942.html>

## 大阪市人権啓発・相談センター

# LINE



@osaka7830

検索



友だち追加 ID・QRコード▶



ウェブサイトからも下記アンケートにお答えいただくことができます。専用フォームに入力するだけで簡単に応募できます。



## 「KOKOROねっと」

### バックナンバーのお知らせ

「KOKOROねっと」  
バックナンバー



これまで発刊した「KOKOROねっと」のバックナンバーについて、大阪市ホームページに掲載しています。過去に特集した記事などで、ご参考になるものがあるかもしれませんので、ぜひご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000234332.html>

### 大阪市人権啓発・相談センターなどの情報はこちら

大阪市人権啓発・相談センターホームページ  
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000095095.html>



大阪市市民局  
Facebook



<https://www.facebook.com/osakashi.shiminkyoku/>

## KOKOROねっと読者アンケート

### 質問1

この情報誌を、どこで入手されましたか？  
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)



- 1 駅構内 2 市役所・区役所 3 図書館 4 学校、職場  
5 大阪市ホームページ 6 デジタルブック  
7 その他( )

### 質問2

この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか？  
(複数回答可)

- 1 出会い、学び、語り継ぐハンセン病問題(P.1～2)  
2 ハンセン病問題はまだ終わっていない～ともに考えよう～(P.3)  
3 インターネットでの誹謗中傷やプライバシー侵害で困ったときは(P.4)  
4 大阪市からのお知らせ 人権週間・特設人権相談・にし人権展(P.5)  
5 大阪市からのお知らせ 人権啓発DVD貸出紹介・犯罪被害者等支援(P.6)

### 質問3

あなたは、人権について関心がありますか？

- 1 関心がある 2 すこし関心がある  
3 あまり関心がない 4 関心がない

### 質問4

この情報誌を読んで人権への興味・関心がわき、理解に役立ちましたか？

- 1 とても役に立った 2 役に立った  
3 あまり役に立たなかった 4 役に立たなかった

### 質問5

今後もこのような情報誌を読んでみたい(発行したほうが良い)と思いますか？

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う  
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない

### 質問6

あなたの年代をお聞かせください。

- 1 10代 2 20代 3 30代  
4 40代 5 50代 6 60代以上

### 質問7

この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容やご要望をお書きください。

7

◆次回のKOKOROねっとNo.55は、令和6年(2024)3月発行の予定です。  
主な設置・配布場所:市役所・区役所・大阪メトロ駅構内・市立各図書館等

カット  
ソリ